

請願番号	請願第3号	受理年月日	平成23年6月15日
請願の件名	<p>宮崎地方最低賃金改正についての請願</p> <p>「要旨」 宮崎地方最低賃金改正に関して、下記について、宮崎労働局ならびに関係行政機関に対して意見書を提出いただくよう請願いたします。</p> <p>「理由」 最低賃金法第1条は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に質するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすると明記されています。</p> <p>連合は、これらの目的および最低賃金法の趣旨に照らし、「生活できる最低賃金」であることはもとより、賃金が労働の対価として適正なものとなるようその底上げと格差改善に寄与する最低賃金の確立に向け、その水準や決定の仕組みをさらに拡充・改善させることが重要と考えます。</p> <p>日本経済はデフレ傾向が長期化し、社会的公正や安心・安全という社会の基盤が揺らぎ、格差は拡大し貧困が増加しました。非正規労働者の比率は、雇用労働者の1/3を超えるまでに拡大しており、年収200万円以下の労働者が1,000万人（雇用労働者の23%）を超えるなど、低賃金労働者が増大し、懸命に働いても貧困から抜け出せない状況が続いています。また親の年収差で大学進学等に影響を与えるとの調査も公表されています。</p> <p>最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどを含めたすべての労働者に適用されます。本県の平成22年度地域別最低賃金時間額は、「642円」であり、3年連続全国最下位グループに位置しています。</p> <p>本県は、昨年のおとどろき、今年の新燃岳、鳥インフルエンザと大きな被害にあいました。宮崎県の復興と再生にむけて全力で乗り越えていくためにも、宮崎県内で働き生活を営む県民の方々が、まじめに働けば安心して暮らし、生活ができる希望の持てる安定が今こそ重要です。その大きな役割が賃金の基盤となる最低賃金の健全な引き上げです。更に3月11日に発生した未曾有の東日本大震災は、消費の減少等による景気への影響が懸念されています。あらゆる英知を集め、国民総力戦で力強い日本を再生してい</p>		

かなければなりません。

以上の観点から、貴議会におかれましては、本請願の要旨をご理解の上、宮崎労働局ならびに関係行政機関に対して意見書を提出いただくようお願いいたします。

言 己

1. 宮崎地方最低賃金の改正にあたっては、最低賃金法の趣旨を踏まえ、必要最低生計費の実態、一般労働者の賃金水準の適切な反映、経済諸指標との整合性の確立、さらには中央水準との格差是正などを踏まえた上積みの改正を図ること。

2. 宮崎県内で最低賃金以下の労働者をなくすために、事業所に対する指導監督を強化し、最低賃金法の周知・徹底を図ること。
「派遣労働者には派遣先の地域別最低賃金が適用されること」について周知を図り、罰則規定、行政指導を強めること。

3. 最低賃金の履行確保のための監督にあたる労働基準監督官の増員などにより監督行政の抜本的強化を図り、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化等、最低賃金制度の実効性を高めること。

紹 介 議 員

田口 雄二
井上紀代子
西村 賢
徳重 忠夫
鳥飼 謙二
高橋 透
太田 清海
前屋敷恵美
有岡 浩一
凶師 博規

摘 要